

契約条項 P-7770_211115

甲は、「設計・構築・導入一括サービス(ArcSuite バージョンアップ対応)」または「設計・構築・導入一括サービス(ArcEPS バージョンアップ対応)」(以下、本サービスという)を、以下の条項にもとづき乙に依頼するものとします。

1. 甲は、乙が本サービスの実施に必要な条件にもとづいて本サービスを乙に依頼するものとします。
2. 乙は、本サービスの対象となる ArcSuite または ArcEPS に関連する所定の製品(以下、対象製品という)を甲が指定する新サーバーへのバージョンアップを第 3 項で定める内容にもとづいて実施します。ただし、同一サーバー上のバージョンアップは、本サービスの対象外とします。また、新サーバーが 2 台で構成される場合には、当該サーバーが同一場所に設置されていることを条件とします。
3. 乙は、甲の要件定義にもとづいて次の作業を実施します。
 - ① 新サーバー設計
 - ② 概要説明/ヒアリング/現状調査
 - ③ バージョンアップ作業計画書作成
 - ④ 設置パラメータシート作成
 - ⑤ インストール/動作確認
4. 甲が本サービスのリハーサル作業追加オプションを希望する場合、乙は、甲立会いのもと乙所定の手順書にもとづいてインストール作業のリハーサルを実施します。
5. 対象製品が ArcEPS である場合において、甲がサーバー追加オプションを希望するとき、乙は、甲が指定するサーバーに第 3 項第 3 号乃至第 5 号の作業を実施します。追加する数量は、注文書に記載のとおりとします。
6. 第 3 項の定めにかかわらず、次に記載するシステムおよび作業は、本サービスの対象外とします。
 - ① 個別開発のシステム
 - ② コールドスタンバイ構成のシステム
7. 甲は、本サービスを乙に依頼するにあたり、乙の作業着手前までに対象製品に格納されているコンピューター・プログラムおよびデータ等を保護するためバックアップ等の適切な防御措置を甲の費用と責任で実施するものとします。
8. 本サービスは、乙所定の手順にもとづいて実施するものとし、新サーバーへのデータ移行の完全性を保証するものではありません。
9. 甲は、乙の作業完了後すみやかに設定内容を確認し、「終了承認証」を乙に提出するものとします。
10. 前項の「終了承認証」の交付をもって、本サービスは完了するものとします。
11. 乙は、本サービスが注文書記載の完了希望日までに完了できない事由が生じた場合、すみやかに甲に対し通知し、その扱いについて別途協議するものとします。
12. 本サービス完了後、甲は、注文書記載の支払条件にもとづき乙に本契約の対価(以下「マルチベンダーサービス料金」という)を支払うものとします。乙が、本サービスを着手したにもかかわらず、乙の責によらず本サービスを完了できなかった場合でも、甲は乙に対して「マルチベンダーサービス料金」を支払うものとします。
13. 本サービス完了後、甲が対象製品の設定を変更した結果(OS 供給元の起因に基づく動作不良等を含む)については、乙はいかなる責任も負わないものとします。
14. 本サービスの実施に起因する甲のコンピューター・プログラムまたはデータ等の滅失、毀損その他の甲の損害については、乙はその責を負わないものとします。
15. 本サービスの実施にあたり甲が乙の責に帰すべき事由を原因として現実に発生した損害の賠償を求めるすべての場合において、乙は、本サービスの対価を上限とする通常かつ直接の損害についての責任のみを負うものとします。
16. 前三項の定めは、本サービス完了後も有効に存続するものとします。

以上